

「オキサジアルギル」、「ボスカリド」及び「ピラクロストロビン」の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1．経緯

平成 15 年 11 月 6 日付で農林水産省より、農薬取締法に基づく登録に係る連絡のあった「オキサジアルギル」、「ボスカリド」及び「ピラクロストロビン」について、食品衛生法第 7 条の 2 の規定に基づき、農林水産大臣に対し資料提供につき協力要請を行ったところ、資料を入手したことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に則り、11 月 17 日付で食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものである。

2．各品目の概要

（1）オキサジアルギル

本薬は、除草剤であり、移植水稻（苗により移植栽培するもの）への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。なお、米国において輸入農産物についての残留基準設定の申請が、EU ではヒマワリに登録申請がなされている。

（2）ボスカリド

本薬は、殺菌剤であり、ぶどう、いちご及びトマトへの適用が申請されている。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。なお、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU 等で食用農作物について登録申請がなされている。

（3）ピラクロストロビン

本薬は、殺菌剤であり、りんご、なし、はくさいへの適用が申請されている。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。なお、米国で食用農作物について登録されているほか、カナダ、EU 等で登録申請がなされている。

3．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「オキサジアルギル」、「ボスカリド」及び「ピラクロストロビン」の 3 品目の食品中の残留基準設定について検討する。